

一九世紀の対馬藩による清書役僧教導体制の再編

藤本健太郎

本稿は近世日朝関係において重要な意思疎通の手段として用いられていた外交文書の取扱業務に従事した清書役僧と呼ばれる臨済宗僧侶について、一九世紀以降の対馬藩がいかなる意図・手段でもって彼らの教導体制を再編し、対馬藩が担っていた日朝両国間の外交実務に反映させようと試みたかを検討する。

また、弘化四（一八四七）年の対馬藩士の儒者（真文役）による「儒学修行指南方」派遣という出来事を一つの契機として位置づけ、導入に至る過程を考察することにより、対馬藩内の外交実務に従事する臨済宗僧侶たちが期待された役割についても論じる。

はじめに

近世日朝関係においては、朝鮮との交渉や貿易を幕府に代わって担っていた対馬藩のもと、朝鮮との意思疎通の手段として漢文（真文）を共通言語とした外交文書の取り交わしが行われていた。一七世紀初期、朝鮮あてに作成される外交文書の起草・翻刻・審査・記録といった役割を果たしていたのが景轍玄蘇や規伯玄方など、対馬府中の以酏庵に在住する臨済宗僧侶であった。寛永一二（一六三五）年、対馬藩主宗義成と家老柳川調興との確執が原因となり、対馬藩による国書偽造が発覚した柳川一件以降、幕府が命令する形で対馬藩の任免権の及ばない京都五山の碩学僧が交代で以酏庵に派遣されるようになったものの（以酏庵輪番制¹⁾、臨済宗僧侶が外交文書の取扱業務に関与するという枠組みそのものは幕末まで維持され続けた²⁾。

このほかにも対馬藩では「六〇人」と呼ばれる特権商人の子息を中心に構成される朝鮮語通詞と朝鮮側の訓導・別差³⁾との間で意思疎通も図られていたが⁴⁾、日朝両国による外交上の公式な意思表示の証拠として、外交文書が担う役割は一貫して重要な位置を占めていたといえる。

慶長一二（一六〇七）年以降、対馬藩は朝鮮側から外交及び貿易のための拠点施設として倭館⁵⁾を置くことが認められていたが、この倭館において以酏庵僧とは別に対馬藩によ

る任免を受けて、朝鮮側との間で取り交わされる外交文書の書面の審査（史料上では「吟味」と表記される）や記録に携わったのが、倭館内の臨濟宗寺庵である東向寺の僧侶であった。東向寺僧は国元で作成される外交文書の清書業務を主な職務としていた清書役僧⁶から、年次ごとに一人が選任されて倭館に派遣され、日朝間の外交文書の往復に関する業務に携わっていた（東向寺勤番制）。

東向寺勤番制に関する研究としては、「朝鮮側ととりかわす真文書契の勘案・審査・記録などをつかさどり、いわば国許における以酌庵輪番僧と同様な役割を倭館において果たしていた」とする長正統氏⁷や、東向寺僧は日朝間のあらゆる外交文書を清書・記録・審査していた以上、それらに関する高い見識が必要とされていたとして、倭館での外交文書のやりとりに際する東向寺僧の深い関与、特に東向寺僧による外交文書の審査業務の重要性を論じた田代和生氏⁸、東向寺僧について「倭館内に小庵（東向寺）を構え、往来の書契を専管し」たと述べた金義煥氏⁹による研究がある。ただし、これらの研究は倭館における諸役職を明らかにする過程で東向寺僧を述べたものであり、専論として東向寺僧や清書役僧を扱ったものではなかった。

その後、日朝間を往復する外交文書の取扱業務に携わっていた外交僧（以酌庵僧・東向寺僧・清書役僧）それぞれの関係性について検証した論文として、池内敏氏による「以酌庵輪番制と東向寺輪番制」（『九州史学』一六三号、二〇一二年）が発表された。

池内氏は東向寺僧の出身母体である清書役僧が、以酌庵僧の立会いのもと外交文書の清書業務に繰り返し従事することにより、外交文書の取り扱いにあたって必要とされる、手跡の技能や儒学の知識を身につけていったと論じた。その後、以酌庵僧から教導を受けた清書役僧が東向寺僧として倭館に赴き、倭館を經由して往復する外交文書の審査・記録などの任を果たすことで、東向寺僧・清書役僧・以酌庵僧の三者が「相互に有機的な連関を保ちつつ機能を果たした¹⁰」としている。

池内論文はそれまでで以酌庵僧と比較して専論が少なかった東向寺僧及び清書役僧を研究対象として、以酌庵僧の存在こそが、東向寺僧として交代で倭館に派遣される清書役僧の技能習得に有意義な役割を果たしたと指摘したことに加え、近世日朝間における外交文書の起草・審査・記録といった業務を、国元と倭館にまたがる、幅広い視点から捉え直そうと試みた点に、その特徴を見出すことができる。

一方、京都五山から碩学僧として幕府の命を受ける形で派遣された以酌庵僧と、対馬島内の寺庵に在籍し、対馬藩の朝鮮御用支配¹¹によって任免される清書役僧及び東向寺僧と

いう、任免権者が相違する両者は清書役僧に対する教導という見地からどの程度の関わりを有していたのだろうか。

筆者はこれまで、享保五（一七二〇）年における朝鮮方¹²の設立が契機となり、対馬藩が木下順庵門下の儒者（雨森芳洲や松浦霞沼など）を対馬に招聘することで、外交文書の取扱業務に対応できる人材を新たに真文役¹³として召し抱え、彼らによって東向寺僧が倭館で担っていた審査業務が代行された事例や、外交文書の文面をめぐる以酌庵僧との折衝が図られるようになったことを明らかにした¹⁴。さらに、一八世紀後期に及んで東向寺僧が審査業務執行上の不手際を理由に外交文書の取扱担当者としての力量不足を繰り返し指摘されるようになると、真文役が倭館館守の指示のもと東向寺僧向けの業務手引書を編纂するなど、外交文書の作成・審査業務の円滑な遂行を図る上で、以酌庵僧や東向寺僧に留まらず真文役が重要な役割を果たしていたことを論じた¹⁵。

これら先行研究の動向を把握した上で、以酌庵僧から清書役僧に対する外交文書の清書業務の立会いを介した教導が、清書役僧ひいては東向寺僧としての実務能力の向上に寄与していたとする池内氏の指摘に関しては、以酌庵僧と清書役僧両者の関係に着目するだけでなく、対馬藩の朝鮮御用支配や朝鮮方による取組みについても論じるなど、多様な視点から議論が深められるべきものと考えられる。

そこで本稿では東向寺僧として倭館に赴任することになる清書役僧の教導体制を一九世紀以降、対馬藩がいかなる意図・手段で再編しようと試みたか検討する。このことは当該時期の日朝関係を対馬藩が運営する過程で東向寺僧及び清書役僧に期待した役割や、対馬藩が独自に彼らを召し抱えて、外交文書の取扱いに関する業務に従事させたことの意義を明らかにすることにつながるものと考えられる。

執筆にあたっては、主に清書役僧を管轄していた寺社方による「寺社方記録¹⁶」、朝鮮方にあつて日朝間を往復する外交文書の審査業務に従事した真文役による「出勤録¹⁷」、対馬島内の臨濟宗寺庵の総取締役を務めた西山寺¹⁸による「(西山寺)日記¹⁹」（年次によっては「諸日記」との表題もある）などの史料を用いる。

(一) 外交文書作成過程における清書役僧の役割

はじめに、清書役僧が以酌庵僧の立会いのもと外交文書の清書業務に従事することで、外交文書の取り扱いにあたって必要とされる手跡の技能や儒学の知識を身につけていたという先行研究の指摘を踏まえ、朝鮮あて外交文書の作成過程で清書役僧がどのような役割を果たしていたのかを検討する。

あらかじめ、対馬藩によって朝鮮あての外交文書が作成されるまでの手順を概述しておきたい。一通の外交文書の作成にあたっては、対馬藩朝鮮方もしくは幕府の手による、日本語で記された「和文草案」、和文草案を以酌庵僧が真文（漢文）に翻訳した「真文草案」、真文役の吟味を経た上で、以酌庵僧立会いのもと清書役僧が御書翰紙に文章を清書した「真文書翰」という、三種類の文書が作成されていた。

順に説明すると、はじめに和文草案が執筆された後、以酌庵僧に対して和文から真文への翻訳が依頼される。真文草案が出来ると、朝鮮方では真文役による吟味が行われ、書面や文字の点、画、高下などに不備が見つからなければ、真文草案を以酌庵まで持ち帰らせて清書となる。吟味の目的としては、和文から真文へと翻訳が行われる際に、和文草案に記された内容が正確に真文草案に反映されているかを真文役が確認することにあつた。仮に真文草案の書面等に何らかの不備が見つかった場合は、真文草案が以酌庵へと差し返され、以酌庵僧に再度、書き直しが依頼された。その後、以酌庵僧立会いのもと、清書役僧の手による真文草案の清書が行われ、真文書翰が作成された。池内氏はこの清書役僧による清書業務に着目して「対馬藩の清書役中は、以酌庵輪番僧から提示された真文草案を清書する職務を繰り返しゆくなかで外交文書の文体・形式等々に精通²⁰」していったと論じている。

「出勤録」の記述によると、清書役僧はこのほかにも真文草案の清書に先立って行われる、真文草案の吟味にも関与していたことが確認できる。

【史料一】大韓民国国史編纂委員会蔵「出勤録」文化一〇（一八一三）年二月一九日条（管理番号：四三〇三）

和漂民御謝書草稿吟味御達被成吟味仕候処、奉復有之処奉書と有之、其外字画不宜字有之候得共、以酌庵始而草稿被差上候事候へハ、表立頭役を以被申進候而者、余り事立如何敷候故、先ツ清書役を以右之書体字画等之儀申遣候事

(傍線部は筆者、管理機関及び管理番号は初出を除いて省略。以下同)

【史料一】は、朝鮮からの日本人漂流民送還に対する返礼の外交文書の作成にあたって、以酌庵僧作成の真文草案が出来たのち、真文役が書面を吟味した際の記録である。この真文草案は、先に朝鮮側から外交文書を受領していることから、本来、書面中には朝鮮側に対する返報を意味する「奉復」という文言を記載すべきところ、以酌庵僧が誤って日本側から先に朝鮮側へ外交文書を送ったことを意味する「奉書」という文言を記載していた点が真文役に問題視された。そのほか、外交文書中の「字画不宜」箇所も見つかったことから、真文役としては真文草案の修正が必要と判断したという。

ところが、当時の以酌庵僧は同年同月に相国寺から赴任したばかりの大中周愚という人物であり、彼にとって当該の「和漂流民御謝書」は以酌庵赴任後、最初に担当する真文草案の作成であった。

はじめて翻訳を担当した真文草案の誤りを朝鮮方頭役が以酌庵僧に直接指摘することで、以酌庵僧の心象を悪くすることを危惧したためか、対馬藩側としては事を荒立てるべきではないとの判断に至り、真文役が修正すべきと判断した事項を清書の際までに改めるよう清書役僧を通じて以酌庵僧に伝達させることになった。

そのほかにも、文政一三（一八三〇）年の「出勤録」では、以酌庵僧が作成した漂流民の送還に関する真文草案の修正にあたって「字画少々不正、清書役可相含段も申上候処、其通取計候様御達有之²¹」との記述が残されている。これらの事例から、清書役僧は対馬藩から以酌庵僧に対し作成した真文草案の修正を依頼する際、真文役が修正すべきと判断した事項を以酌庵僧に連絡して内容を理解させた上で、真文書翰として清書が行われる時までに修正を施すよう依頼する伝達役としての任務も任されていたことがわかる。

「出勤録」及び長崎県対馬歴史研究センター蔵「以酌庵応対控」の記述では、現存する中で最も古い文化五（一八〇八）年から、以酌庵輪番制が廃止された慶応三（一八六七）年までの間、継続して清書役僧を経由した以酌庵僧に対する修正事項の伝達が行われている。

つまり、朝鮮方頭役は真文草案の修正にあたり、軽微な事項と判断された事項については、可能な限り清書役僧を介して以酌庵僧に修正事項を連絡させることで、自らと以酌庵僧との間で直接真文草案の字句等の修正をめぐる論議を交わすことなく、内々に真文草案の修正を施させる目的から、清書役僧に真文草案の修正事項を伝達させていたのである²²。

なお「寺社方記録」で記されている、清書役僧の稽古役から本役への昇任時には、明和三（一七六六）年の朝鮮御用支配からの通達が契機となって²³、以降「手跡之修行ハ素学問²⁴専令出精」といった表現で新しく任命される清書本役の僧侶に対し、朝鮮御用支配から儒学に関する素養を高めるよう励行を促す記述が確認されるようになる。これは清書本役就任後、交代で赴任する東向寺僧としての倭館派遣に向けての言及であることに加え、一九世紀に入ると清書役僧が以酌庵僧に対して、真文草案の修正事項を伝達する役割を期待されていた表れであったとも考えられる。

しかしながら、およそ二年前後の任期で離着任を繰り返す以酌庵僧との折衝にあたっては、対馬藩側が希望する通りに真文草案の修正を依頼することが困難となった事例も存在した。天保二（一八三一）年の「出勤録」では、以酌庵僧に対する真文草案の修正事項の伝達のあり方をめぐって、以下のような記述が残されている。

【史料二】「出勤録」天保二年一二月二日条（管理番号：四三〇五）

近来者以酌庵向色々六ヶ敷様子も有之候間、以来者御書契中文句者素り字画等二至、鎖細之義迄も委細ニ善悪正邪を書札シ、御支配江被差出候様との義御座候、字画等之義ニ付清書役中江是迄之通御支配江申上、直ニ相含候義者不宜由二御座候

当時の以酌庵僧は天龍寺から赴任した、剛中周侃という人物であったが、真文役によると、彼には「色々六ヶ敷様子」があったという。剛中周侃在任中の天保四（一八三三）年「出勤録」には、清書役僧から朝鮮方に対する申出として「望ノ字不正処、筆ノささけ至而少々之事ニ而清書役中評議仕候処、是を以酌庵へ我々申向候時、果而気厳不宜、跡々何角二つけ御手入可被生候²⁵」との記述があることから鑑みて、彼は外交文書中の細かな字句の修正や書き直しを、前任の以酌庵僧たちと比較して、容易に認めない人物だったようである。

【史料二】によると、真文役が修正すべきと判断した事項については、これ以降、真文役が直接、清書役僧に口頭で言い含める形で、以酌庵僧に修正を依頼してはならないと述べられている。代わりとして、真文役が修正事項を詳細に至るまで書き記し、朝鮮御用支配あてに書面で内容を提出した上で、朝鮮御用支配から清書役僧に指示を与える方法により、以酌庵僧に修正事項の伝達を行うことが確認されている。つまり「気厳不宜」ところがある剛中周侃との折衝にあたっては、朝鮮方の頭役や真文役からではなく、対馬藩の家

老職である朝鮮御用支配の権限によって、以酌庵僧に真文草案の修正を依頼することが求められたのである。以酌庵僧それぞれの勤務実績や性格に応じた配慮が朝鮮御用支配、真文役、清書役僧に必要とされていた。

以上の検討から、清書役僧は朝鮮あて外交文書の作成過程において、真文書翰の清書業務に携わるだけでなく、真文草案の修正事項を以酌庵へ伝達し、真文書翰の書面に反映させる役割を担っていたことがわかった。

以酌庵僧立会いのもと、清書役僧が真文書翰の清書業務を行う業務に比較して、真文草案の修正事項を清書役僧が口頭もしくは書面にて真文役から内容指導を受けて、以酌庵僧に伝達・理解させる業務は、清書役僧たちが外交文書の文体・形式等々に精通し、学識を高めるといふ見地において、有効な役割を果たしたことが考えられる。

朝鮮あて外交文書の作成業務に従事する過程で、清書役僧たちが東向寺に赴任するための技能を身に着けたとするのであれば、以酌庵僧との関係のみならず、真文役が清書役僧に対する教導に果たした役割もまた重視されるべきであろう。

加えて、以酌庵僧から清書役僧に対する教導行為については、少なくとも一九世紀以降、本節で取上げた剛中周侃のように、朝鮮方や清書役僧に対して「色々六ヶ敷様子」を示すような僧侶が以酌庵に赴任した事例もあり、赴任した以酌庵僧個人の資質に左右される部分が少なからず存在していた²⁶。

一方、清書役僧に教導を施したとされる以酌庵僧の事例について、池内氏は『楽郊紀聞²⁷』を典拠として、相国寺梅莊顕常と西山寺一七世住職の祖温、天龍寺象田周畊と一華庵住職の禪廓との間で、それぞれ学問交流が行われていた事実を述べている²⁸。しかしながら、対馬藩寺社方や西山寺の日記類といった同時代史料に関連する記述が確認できないことに加え『楽郊紀聞』の記述内容と、禪廓の清書役僧としての勤務期間との間で辻褄が合わない部分があることから²⁹、当該の二例のみをもって、以酌庵僧が他の清書役僧に対して、広く交流を持ち、教導を行っていた事実があったと直ちに結論付けることはできない。

以上を踏まえた上で、清書役僧が外交文書の清書業務を通じて、以酌庵僧と交流及び教導関係を結ぶことは、朝鮮御用支配や朝鮮方の役人にとってみれば、清書役僧の実務能力の向上を図る見地から、どれほど有用かつ必要な事項と見なされていたのだろうか。以降では清書役僧たちの筆道（手跡）や儒学の技能習得を図るため、一九世紀以降、朝鮮御用支配の主導によってどのような取組みが行われていたかを検討する。

(二) 真文役による清書役僧の教導体制の構築

これまで清書役僧について論じた先行研究では、一八世紀後期を契機として、清書役僧及び東向寺僧の筆道や儒学についての力量を朝鮮御用支配から疑問視されていた事例が紹介されている。これに対し、対馬藩としても真文役の倭館派遣³⁰や外交文書の取扱いに関する手引書の作成³¹といった方策によって、清書役僧及び東向寺僧の筆道や儒学に関する力量低下という課題の解消を図ろうと試みていた。

しかしながら、清書役僧各人に対する筆道及び儒学指導は一九世紀半ばまで、対馬における臨濟宗寺院の総取締役を務めていた西山寺の住持を介して行われるに留まっていた。朝鮮御用支配が西山寺に対して、清書役僧に筆道や儒学に関する素養を身に付けさせるよう励行を命じた記録は、享保一五（一七三〇）年を初出として、数度にわたって確認されるものの³²、対馬藩の役人による直接の指導監督は行われていなかった。

ところが、弘化四年正月の「寺社方記録」には、朝鮮方において真文役を務めていた原田祐助という人物が、清書役僧に対する「儒学修行指南方」として西山寺への出向を命じられたことが記されている。

これは、清書役僧が以酌庵僧との恒常的な交流や指導の機会を得ることによって、彼らが職務に携わる上での実務能力を身につけていったとする先行研究の指摘に留まらず、一九世紀以降、対馬藩主導による清書役僧への儒学指導が実施されることで、彼らの実務能力の向上が図られたことを示している。

(二) では「儒学修行指南方」導入に先立ち、その背景を理解するための手がかりとして、当該時期の対馬藩が抱えていた日朝外交上の懸案事項について説明しておきたい。その上で真文役原田祐助が清書役僧の教導に果たしていた役割について紐解き、弘化四年以降、真文役による清書役僧への教導が行われるに至った背景と、対馬藩による清書役僧の教導体制が構築される過程を分析する。

弘化四年に原田が西山寺に派遣されるまでの一〇年間は、対馬藩にとって大坂易地聘礼交渉に際する重要な局面にあたっていた。大坂易地聘礼交渉とは、第一二代将軍徳川家慶襲職に関わる慶賀行事の一環として、老中水野忠邦によって主導された朝鮮通信使来聘交渉のことである。聘礼交渉自体は水野忠邦の失脚後も、後任の阿部正弘によって継続されたものの、結果として、嘉永六（一八五三）年の将軍家慶死去によって頓挫している。

当該の朝鮮通信使の聘礼について、初めて幕府から対馬藩へ命令が下されたのは、天保

九（一八三八）年一〇月のことであった。幕府は「朝鮮人来聘之儀諸事近例之通、於対州可被仰付候³³」として、対馬での易地聘礼交渉を明言しており、この時点では前回同様、対馬での朝鮮通信使聘礼が規定とされていた。そのため、朝鮮御用支配の小川丹下を正官人とした、修聘使が倭館に派遣され、朝鮮側との間で弘化三（一八四六）年、対馬での朝鮮通信使来聘を実施する旨の合意に達した。

こうして対馬での易地聘礼交渉が進展する一方、江戸においては天保一二（一八四一）年閏正月に大御所家斉が死去したことがきっかけとなり、新たに大坂への聘礼地変更が検討され始めるようになった。天保一四年四月、大坂での易地聘礼の実施が対馬藩の江戸藩邸に通達。「江戸藩邸毎日記」では「御内命之御用筋ニ付出府有之居候処、此節表立大坂易地懸合方御達ニ相成候付³⁴」とあり、出府していた小川が急遽、国元へ報告に戻るなど、江戸藩邸は慌ただしい動きを見せている。その後、大坂への聘礼地変更（及びそれにもなう聘礼時期の延期）について朝鮮側と折衝するため、同年一月に倭館へ派遣されたのが、講聘使（正官人幾度八郎左衛門）という外交使節であった。

しかしながら、この講聘使とは前の修聘使によって対馬での聘礼が両国間で確認されたにもかかわらず、聘礼地の変更という事態によって、急遽派遣された外交使節であったことから、朝鮮側から定例外の使者（「規外之御使者」）とみなされ、幾度が朝鮮側から帰国を促されるなど交渉は難航した³⁵。

日朝間の交渉が容易に進展しないまま、弘化元（一八四四）年八月には幾度が倭館で客死し³⁶、代わりとして翌月には平田要が倭館へ派遣された。最終的に平田が一〇年間の朝鮮通信使来聘の延期を条件として、大坂への聘礼地変更の承諾を朝鮮側から取り付けたのは弘化二（一八四五）年の正月であった。この結果を受けて、弘化四年八月には老中阿部正弘から対馬藩へ「朝鮮使大坂迄来聘之儀、此度当地ニ而も表立被 仰出候事候間、（中略）朝鮮之信使来ル辰年於大坂御城被相整候与之儀也³⁷」として、安政三（一八五六）年に朝鮮通信使来聘を実現するよう命令が下されている。

一連の事前交渉を担っていた対馬藩にとって、聘礼地の途中変更や、講聘使正官人の急死などは、外交上の先例が決して多く蓄積されていた類の案件ではなかったことに加え、朝鮮側も自国の財政問題を理由として、朝鮮通信使派遣の延期を図る姿勢を示していたことから、倭館では日々複雑な外交交渉が繰り返されていた。

それゆえ倭館にあって、朝鮮側から到来した外交文書を最初に吟味し、不適當な文面の外交文書が国元に持ち込まれることを防止する役割を担っていた東向寺僧、ひいては清書

役僧の筆道・儒学に関する技能や知識の向上を図ることは、彼らによる不吟味が原因となって、日朝間の外交交渉がより一層、遅延若しくは難航することを防止する意味でも、対馬藩にとって早急に取り組むべき課題となっていた。

米谷均氏や池内氏によると、この頃は、対馬藩から朝鮮国王にあてた上表文の作成に関して以酌庵僧と朝鮮御用支配の見解が対立した事例³⁸や、大坂易地聘礼交渉にともない、朝鮮あて行聘地変更を通達する外交文書の中で記載する文言をめぐる、以酌庵僧と朝鮮御用支配との間で意見の不一致が発生するなどした時期にもあたる³⁹。このような要因を含めて、清書役僧たちに対しても外交文書に関する見識を一層、高めることが求められたものと考えられる。

「儒学修行指南方」の導入に至る背景を整理したところで、ここからは原田祐助を例に、真文役による外交文書取扱い業務への関わり方について論じたい。長崎県対馬歴史研究センター蔵「大小姓御奉公帳」のうち、原田の事蹟を記した箇所の記事によると、彼は文政七（一八二四）年から弘化四年までの二四年間、真文役を勤めていた。原田は士分出身ではなく大工の息子であったが、学問の師であった大浦平記⁴⁰からその才を見込まれ、家業人として稽古料の扶持を受けたのち、真文役に就任した⁴¹。

彼が真文役在勤中に関わった業績の一つとしては、主に倭館の館守と訓導・別差との間で取り交わされた、館守方の真文書状をまとめた「真文跡留」の編集が挙げられる。

「真文跡留」は天保三（一八三二）年と弘化三年の両度にわたって編纂された書物であるが、弘化三年度編纂分の序文では、

【史料三】 国立国会図書館蔵「真文跡留」序文（管理番号：WA1 / 6 / 20）

館守方江有之候内外之諸真文後証与可相成緊要之書吟味方、真文役原田祐助ニ被仰付、天保三壬辰年跡留一冊編集有之候折柄、同人再渡今般濱方在勤ニ付申談、右壬辰年以来者素り貞享二年の代々之日記を考、壬辰年ニ脱漏いたし居候真文、則正徳二年の弘化三年までを書抜き、跡留共ニ五冊相仕立置候、此後段々御仕継被成度存候事、

とある。当時の倭館館守が、館守方に現存する正徳二（一七一二）年から弘化三年までの外交文書の中から、特に「後証与可相成緊要之書」を原田に選定させて「真文跡留」を作成したことがわかる。

ほかにも、原田は倭館において外交文書の吟味や和訳も行っていた。例えば「倭館館守

日記」天保一四年一〇月一八日条においては「一代官朝岡老之助・真文役原田祐助折柄在館ニ付相招キ、和漂民御書契写入披見文意字画、尚又吟味和解をも取調有之候事」とあり、原田は倭館に在勤している真文役の一人として、真文役経験者でもあった一代官の朝岡老之助と書契の「吟味和解」を行った記述がある。つまり、原田は当時の対馬藩において外交文書の吟味や記録業務に精通した人物の一人であったといえる。

原田と清書役僧との間での直接の教導関係を示した事例として挙げられるものが、西山寺による天保二年の「(西山寺)日記」に記載された、当時の清書役僧、諾首座と顛首座の二人から西山寺住職あて提出された【史料四】の願書である。

【史料四】長崎県対馬歴史研究センター蔵「(西山寺)日記」天保二年八月四日条（管理番号：西山寺文書（二）五八）

我々共原田祐助方ニ而読書指南を請罷在候処、是迄格別深切ニ教導仕候得共、元來極困之人なから少も無貧着、自分勤学者素、我々外之面々ニ至余事を差置懇示教仕候付、
多人数之門弟皆々競而出精仕、既先般我々内出精之段宜御沙汰被下置候向茂有之候程
之儀ニ而同人指南ニ便、何レも仮成ニ御用相勤罷在候儀ニ御座候処、近來ニ至難洪増長仕、御奉公取続者素、家内廻夕之撫育も届兼候有体ニ相見、年來恩儀之程を以者弥難見流置次第ニ御座候得共、是与一助之手段も無御座空敷打過罷在心外之次第ニ御座候、就夫僧体之身分差出ケ間敷御字通之程深々恐多奉願事ニ御座候得共、御時体柄御出方筋者難有願御座候得共、何卒右之有体御憐愍被下、何レ共取続ニ相成候丈之御通筋間近ニ共及御沙汰被下候ハ、御蔭を以難混相助り、其身者素我々共ニ至誠心難有仕合可奉存候、右之趣呉々宜御取成被仰上被下候様奉願候、以上、

諾首座と顛首座によると、両人は天保二年当時、原田のもとで読書指南を受けていたという。「格別深切ニ教導仕候」、「先般我々内出精之段宜御沙汰被下置候向茂有之候」といった記述からは、原田による読書指南について、清書役僧二人としては原田から極めて懇切な指導を受けているという印象を持っていたこと、原田による読書指南が契機となり、当時の清書役僧たちの精勤ぶりが、朝鮮御用支配から報奨される可能性があったことがわかる⁴²。

清書役僧二人による願書の趣旨としては、読書指南の師である原田が「家内廻夕之撫育も届兼候有体」になっている状況を見かねて、西山寺を通じ、原田の処遇改善を対馬藩に

願い出たという内容であるが【史料四】からは、弘化四年の「儒学修行指南方」の導入にさかのぼること一六年前から、真文役によって清書役僧たちに対する教導が行われていたことがわかる⁴³。

さらに、天保一一（一八四〇）年の「(西山寺) 諸日記」には、清書役僧となるべき臨濟宗僧侶の弟子取立に関する項目で、具体名こそ記されていないものの「俗体令教導候者も有之⁴⁴」との記述も見える。弘化四年以前において、清書役僧たちに読書指南を行った事例が複数存在していたのである。加えて、原田は対馬藩の藩校である小学校において、文政七年と天保一二年の二度、読書指南役として藩校教育にも携わっていたこともあり、いずれ「東向寺勤番」となるべき清書役僧の指南役として適任であるという判断のもと「儒学修行指南方」に選任されたものと思われる⁴⁵。

(三) 真文役原田祐助による清書役僧への儒学修行指南

(三) では「儒学修行指南方」の導入における原田の出向を、対馬藩による清書役僧の教導体制の再編を考える上での画期と位置づけ、その経緯を「寺社方記録」から分析することで、朝鮮御用支配をはじめとする当時の対馬藩当局者が、清書役僧や東向寺僧の存在意義をどのように認識していたか論じてゆきたい。

対馬藩の年寄中名義で清書役僧への指導方法について、西山寺に対する調査が行われたのは、弘化三年一二月二四日のことであった。

【史料五】長崎県対馬歴史研究センター蔵「寺社方記録」弘化三年一二月二四日条（管理番号：記録類2／寺社方G／117）

臨濟宗之儀者以酌庵致立入、御書契清書役ニ被召仕候付而者、第一僧行相嗜身分慎方專要之儀者多端相違迄茂無之、門中之不調法者頭立候、西山寺之不行届ニ相当候得者身已ニ引受、兼々懇ニ可令教諭事候、扱又清書役筆学執行方ニ付、天明八戊申年・寛政四壬子年相違置候通、西山寺ニをみて仕立之僧者勿論、只今専相勤居候清書役迄茂、筆学儒学ニ至執行無怠出精之作法、猶又此節相設可申候、筆学儒学とも拙候而者、御瑕瑾ニ相成候段、天明・寛政ニ茂相違置候通候得者、儒学教導方之為ニ者真文役出張被 仰付儀も可有之候付、右執行之作法取調早々可申出旨西山寺江可被相違候、以上、

【史料五】では「臨濟宗之儀者以酌庵致立入、御書契清書役ニ被召仕候」とあり、臨濟宗の僧侶が以酌庵僧の立合いのもと外交文書の清書を行うという、清書役僧としての立場が明記されている。また、天明八（一七八八）年と寛政四（一七九二）年に行われた清書役僧に対する筆道及び儒学修行に関する指導が先例として提示された上で、年寄中から西山寺に対し、清書役僧の筆学と儒学の「執行之作法」について、早急に報告を行うよう通達されている。さらに、この時点ですでに朝鮮御用支配が西山寺に対して、清書役僧に対する「儒学教導方」として、真文役の派遣を検討していることもわかる。

朝鮮御用支配からの連絡に対して、弘化四年正月一〇日、西山寺が寺社奉行所に対し、清書役僧の筆学と儒学の「執行之作法」に関する報告を行った⁴⁶。西山寺からの届書によると「筆道修行」は、従来通り西山寺の住職がその役割を担うこととし、「文芸（儒学）修行」に関しては、指南役が出張する形で分担することを願い出ている。

西山寺からの連絡を受け「寺社方記録」正月二四日条では、年寄中から清書役僧の筆道及び儒学修行について、筆道の修行は従来通り西山寺が引き受け清書役僧の手跡の鍛練に努めるようにとの決定が西山寺に通知された。同日条では清書役僧の具体的な筆道の修行方法が示されている。詳細としては、清書役僧たちに西山寺での日勤での「筆道修行」を課すほか、それまで毎月二度行われていた「筆道之課式⁴⁷」が三度に増数されることが決まった。「筆道之課式」によって得られた各人の成績を朝鮮方頭役に提出することとし、格別に上達が見られた者に対しては「御沙汰之品」もありうると述べる。他方、儒学の修行については「此節新ニ真文役壺人日々西山寺江出張令指南候様⁴⁸」として、真文役一人の派遣が確定している。

その後、正月晦日になって朝鮮御用支配から寺社方に対し、新たに決まった清書役僧の儒学修行に関する教導方法の詳細が連絡されるに至った。

【史料六】「寺社方記録」弘化四年正月晦日条

真文役原田祐助儀、臨濟宗出家儒学修行指南方之為日々西山寺江出張被 仰付候付、
右修行方之作法祐助の書面を以伺出候品ニ依、左之通被 仰付候、
一毎日読書令指南候者勿論、詩文尺牘等相導、初進之面々江者御書翰を為読習、講釈を
も為聞可申候事、
一詩文尺牘等出来候大分ニ至候ハ、朱を以添削いたし其俣ニ而甲乙を記、時々朝鮮頭
役江差出可申、尤其内各別上達之者江者御沙汰之品可有之候、

一精墮之次第、入丸を仕立兩季可差出候

真文役の原田が「儒学修行指南方」として西山寺に出張を命ぜられている。「儒学修行指南方」は漢籍や儒書の読み書きだけでなく、詩文や尺牘（真文書翰）についても指導し、清書役僧のうち、初心者に対しては書翰の読習と講釈まで行うよう定められている。その上で、清書役僧の詩文・尺牘の出来栄がある程度に到達した場合は、真文役が添削、評価を記した上で、結果を朝鮮方頭役まで提出するよう求めている。

【史料六】では朝鮮御用支配が「儒学修行指南方」として、真文役である原田に対し、西山寺への出張を命じたとともに、清書役僧の儒学修行に関しても、逐一指導方法を示すという対策を講じている点に大きな特徴がみられる。清書役僧の儒学に関する力量不足という懸案に対して取られた対策が、原田の「儒学修行指南方」としての西山寺派遣であった。

一連の史料からは、外交文書の起草・勘案・吟味といった業務について、真文役が清書役僧に対し指導を行うことができるだけの外交文書の取扱いに関する深い知識を有しており、弘化四年に至って実際に対馬藩の役人である真文役から直接、清書役僧に対する教導が実施されたことが確認できる。

一方「儒学修行指南方」の派遣に至るまで、清書役僧の筆道及び儒学両方の指導を管掌していたのは、【史料五】で朝鮮御用支配が清書役僧の「執行之作法」を西山寺から聴取していることから明らかなように西山寺住職であった。こうした状況を端的に示す史料として、元禄一五（一七〇二）年から文久三（一八六三）年に至るまで、西山寺住職が対馬藩主から一〇度にわたり交付された「定書」が存在する。共通する「臨濟宗之寺庵并朝鮮書簡清書役之僧、如先規支配可仕事」、「万事僧之作法正数学文聊懈怠無之様僉議可仕候⁴⁹」との文言からは、少なくとも一八世紀以降、西山寺住職が対馬における臨濟宗寺庵及び清書役僧の支配を任されていたことがわかる。

一九世紀以降に選任された西山寺住職は、全員が清書役僧及び東向寺僧の経験者であったものの⁵⁰、臨濟宗寺庵の総取締役を務めていた西山寺住職の役割には、清書役僧の教導の他にも、対馬藩寺社方との連絡調整や、以酌庵僧の接遇、対馬島内の臨濟宗寺院の弟子取立などが含まれており、その業務内容は多岐にわたるものであった。

とりわけ、弘化四年時点で西山寺住職を務めていた諾首座は、天保一四年から明治二（一八六九）年までの二七年間、住職の地位にあったが、諾首座の事績については退任時に「以

酌庵応接向者素、追々信使御用且不時臨時御深密御用筋（中略）、輪番和尚之内二者異難筋御懸合筋嵩度々差起候、時体茂有之、此等之駆引時宜ニ依御手入⁵¹」と記されており、經常の寺務に加えて、朝鮮通信使聘礼交渉をはじめとする臨時の外交行事が発生し、そのたびに諾首座が対馬藩と以酌庵僧との間で折衝に労を費やしたことが述べられている。そのほか、訳官使の使行も複数回経験しており⁵²、諾首座が住職を務めていた時期は、後住の畠首座からも「多端⁵³」と評される状況であった。

つまり、西山寺住職一人による教導では、清書役僧の実務能力、とりわけ「儒学修行」に関する部分の充実を図ることができなかつたとみられ⁵⁴、これが倭館において日朝間の外交文書の取扱業務に携わる、東向寺僧の不吟味・力量不足につながる一因ともなっていた。

もちろん倭館には、寛政六（一七九四）年に倭館館守を務めていた戸田頼母の命で編纂され、外交文書吟味における文字の高下に関しての書式の配置や定例外の外交文書を収録した「日韓往復書式及往復目録」など、東向寺僧が外交文書の吟味を行う上での手引書も存在していたが、朝鮮通信使聘礼交渉などが控える状況下にあつては、これら外交先例集の活用に加え、東向寺僧・清書役僧個々人の筆道・儒学に関する技能や知識の向上がいつそう求められるようになった⁵⁵。こうした課題解決の方策として取り入れられたのが、真文役である原田の「儒学修行指南方」としての西山寺派遣であったといえる。

なお、当該時期においても幕府の命を受けて京都五山から対馬府中に派遣される以酌庵僧の存在や、それにとまって生じる対馬の臨濟宗僧侶との交流が、清書役僧の外交文書取扱いにかかる実務能力の向上に、一定の好作用をもたらしていた可能性は考えられるものの「寺社方記録」や「出勤録」などの同時代史料からは、真文草案を以酌庵僧立会いのもと清書する行為以上に、以酌庵僧と清書役僧との間で積極的な交流・指導が行われていた形跡を確認することはできない⁵⁶。

また、藩政機構上の指揮命令系統から鑑みても、対馬藩の家老として清書役僧の任免権を持つ朝鮮御用支配が、清書役僧を適切に教導するよう命令できるのは以酌庵僧ではなく、対馬藩寺社奉行の指揮下に属する西山寺住職や、対馬藩士である真文役であったことは明らかである。

「儒学修行指南方」導入に至る経緯を考えると、少なくとも天保年間以降の朝鮮御用支配としては、清書役僧が真文草案を以酌庵僧立会いのもと清書する行為を、清書役僧の実務能力の向上を図る上で、主要な教導手段としては見なしていなかったことが理解できる。

【表一】「儒学修行指南方」の任免時期一覧

	真文役名	就任時期	退任時期	勤続期間
1	原田 祐助	弘化4年正月25日	弘化4年8月24日	8ヵ月
2	田口 四郎左衛門	弘化4年8月27日	嘉永元年4月10日	7.5ヵ月
3	菅井 千賀之介	嘉永元年4月19日	嘉永4年7月19日	37ヵ月
4	関 貞一郎	嘉永4年7月19日	嘉永6年3月20日	21ヵ月
5	田口 四郎左衛門	嘉永6年4月3日	安政5年10月10日	68ヵ月
6	永瀬 二七郎	安政5年11月朔日	元治元年3月7日	67ヵ月
7	松浦 三四郎	元治元年4月12日	慶応元年2月2日	10ヵ月
8	永瀬 二七郎	慶応元年8月12日以前	慶応3年5月17日	21～27ヵ月
9	阿比留 通	慶応3年5月20日	—	—

※長崎県対馬歴史研究センター蔵「大小姓御奉公帳」、同センター蔵「(西山寺)日記」、「(西山寺)諸日記」(鶴翼山西山寺所有の寄託史料)をもとに作成

その後、原田は「儒学修行指南方」着任からほどなくして、弘化四年八月二四日に病気のため役職を退いたものの、その後も「儒学修行指南方」の任命は、少なくとも慶応三年に至るまで途絶することなく、九代七人の真文役が西山寺に派遣され続けている(【表一】参照)。「儒学修行指南方」として派遣された真文役に共通する点として挙げられるのは、雨森芳洲の学系に属する人々であったということである⁵⁷。芳洲が宝暦五(一七五五)年に死去して以降も芳洲の弟子にあたる朝岡家や大浦家を中心となって、対馬藩では真文役となりうる人材の教導が行われており、そのような過程で学問に秀でた人材が真文役として取り立てられ、全員が一〇年以上にわたる実務経験を積んだのち「儒学修行指南方」に任命されていた。

原田の後任となる「儒学修行指南方」には、真文役の田口四郎左衛門が就任しているが、原田及び田口の清書役僧に対する儒学指導によって、同年一二月二七日には、清書役僧六人が「筆道儒学日々西山寺ニおいて修行方之儀相達置候処、(中略)何れも相応ニ相見候付⁵⁸」として朝鮮御用支配から褒美を与えられている。このうち、清書本役就任前に死去した一人を除く五人の僧侶は、その後、弘化五(一八四八)年から明治二年までのうち五回、東向寺勤番として倭館へと出向して任を果たした。東向寺僧となるべき人材の供給を図るという点において、弘化四年に始まった真文役による清書役僧への儒学指導は、一定程度の成果を収めたことが評価できる。

そのほかにも「(西山寺)日記」では「儒学修行指南方」である真文役の儒学指導に関する記述が散見される。以降では、これらをもとに、西山寺住職の視点から「儒学修行指

南方」導入の意義と経過を考えることとしたい。

【史料七】「(西山寺)日記」〔嘉永二(一八四九)年カ〕九月二六日条(管理番号：西山寺文書(二)七五)

菅井千賀之介儀、臨濟宗出家指南役被仰付置、如日々当寺江出勤仕罷在候、然処当節御文庫虫干相始同人ニも出勤仕候処、当番御書物干替等者素、不時御蔵開閉彼是多端ニ有之、門中之稽古差支難儀仕候、就夫不容易御事奉存候得共、右之事情宜被為聞届、則同人儀当寺江出張中、右御文庫勤御免許被仰付被成下候ハ、門中競而稽古可仕、拙僧ニ至重疊難有仕合可奉存候、此段御席之刻宜被仰上、願之通被 仰付被下候様御執成偏奉願候、以上、

【史料七】は田口四郎右衛門の後任として「儒学修行指南方」に就任した、菅井千賀之介に関する事項である。当時菅井は「儒学修行指南方」のほか「御文庫御書物掛」という役職も兼務していたことから、書物蔵の虫干が行われるにともない、書物の干替えや書物蔵の臨時の開閉などの業務に忙殺されるようになった。これにより「儒学修行指南方」としての業務に支障を来すことを憂慮した西山寺住職が、菅井の「御文庫御書物掛」免除を寺社奉行に願い出たものである。

西山寺住職による願書との因果は詳らかでないものの「大小姓御奉公帳」によると、翌日に菅井は「御文庫御書物掛」の任を解かれている⁵⁹。

【史料八】「(西山寺)日記」安政二(一八五五)年八月二三日条(管理番号：西山寺文書(二)六七)

田口四郎左衛門儀、持宗出家儒学修行為指南役当寺へ出張被仰付置、教導方格別深切ニ心を尽、一統帰服宜何連も競而出精罷在候処、同人儀朝鮮大小姓御横目被仰付置、近々被召仕之都合ニ可相成段伝承仕候、然処何連も無懈怠出精罷在候砌、同人儀旅勤被仰付候様相成候時ハ、仕立之面々励を失かと茂難計、就夫近比恐多奉内願事ニ御座候得共、同人儀外江加扶持所江御振替被成下、是迄之通当寺出張被 仰付置被下候ハ、清書役及仕立之面々此先尚又相励精学仕難有可奉存者素り、拙僧ニ至難有仕合奉存候、兼て御見分も被下置候事故、猶御明察被下御席可然被仰上内願之次第宜被 仰付 被下候様、御執成偏ニ奉願候、以上、

【史料七】の後「儒学修行指南方」は、菅井から関貞一郎を経て、再び田口四郎左衛門に命ぜられるに至った。【史料八】の西山寺住職からの願書では、田口が朝鮮大小姓御横目として倭館への派遣を命じられるとの報せを伝え聞いて「仕立之面々筋を失かとも難計」と述べながら、田口の「儒学修行指南方」留任を求める内容となっている。

【史料七】【史料八】ともに記されている、西山寺住職の「拙僧ニ至（重畳）難有仕合奉存」との文言からは、それまで西山寺が担ってきた、清書役僧の筆道及び儒学に関する教導のうち、儒学の教導に関する部分を真文役が代わりに分担することを、西山寺住職が非常に有益なこととして認識していたことがわかる。

以上の点から、少なくとも天保二年以降の清書役僧の儒学の教導について考える過程で、主要な役割を果たした存在は真文役であったと判断することができる。また、それ以前において清書役僧を指南する役割を担っていたのは西山寺住職であった。その後、弘化四年になると「儒学修行指南方」として、朝鮮御用支配の命により真文役が西山寺に派遣されることで、清書役僧の儒学修行にかかる教導体制の強化が図られるに至ったのである。

おわりに

対馬藩が清書役僧の外交文書取扱いに関する実務能力の向上を志向する過程で、天保二年頃から真文役による清書役僧への読書指南が始まり、弘化四年には「儒学修行指南方」が導入された。長年にわたって外交文書の吟味に携わり、書式や用語の使用法について知悉していた真文役が、清書役僧への儒学修行指南に携わったことは、一八世紀以降繰り返し行われてきた対馬藩による清書役僧の教導体制の再編を考える上で、一つの画期として評価できる。一九世紀の対馬藩による一連の取組みの意義と、清書役僧が期待された役割について整理すると、以下のとおりとなる。

清書役僧には真文書翰の清書業務において手跡の巧拙が重要視されるのみならず、少なくとも一九世紀以降の「出勤録」の記述からは、真文役による真文草案の吟味の段階で、修正事項が見つかった場合、清書役僧たちには対馬藩と以酌庵僧とをつなぐ、伝達役としての役割が期待されていたことが分かる。彼らは東向寺僧としての倭館赴任時に限らず、国元で勤務する間も儒学や漢文、詩文などに関する一定の見識が求められたのである。

その後、天保一四年に老中水野忠邦によって、朝鮮通信使の大坂易地聘礼が計画されると、対馬藩では講聘使に代表されるような、先例事項のない朝鮮側との交渉案件を新たに

抱えることとなった。加えて、同時期には以酌庵僧と朝鮮御用支配との間で、外交文書の作成をめぐる見解が相違する事例が複数起こっていた。

それらの要因が重なった結果、朝鮮御用支配をはじめとする対馬藩当局者は、清書役僧に対し、日頃から手跡の技能や儒学の知識を身につけるよう励行を促すことで、清書役僧個々人の外交文書取扱いにかかる実務能力を向上させ、対馬藩が日朝間の外交交渉を円滑に運営する上で、清書役僧が適切に機能することを期待したのである。

さらに「儒学修行指南方」の導入は、それまで清書役僧の筆道及び儒学両方の教導を担っていた西山寺にとって、担務の一部が軽減されることを意味していた。それまで西山寺住職が単独で行っていた、清書役僧への筆道及び儒学の指南について、筆道は西山寺、儒学は真文役といった形で分掌して、清書役僧に対する教導が行われるように再編された点にも、その特徴を見出すことができる。

その上で、池内敏氏による「対馬藩が自前で東向寺輪番制を機能させるためには、対馬府中で京都五山の碩学中と接触できる機会が恒常的に維持されることが有用かつ必要であった⁶⁰」という議論について言及しておきたい。少なくとも元禄一五年の段階から、清書役僧の支配を任されていたのが西山寺住職であったことや⁶¹、天保年間以降、真文役が清書役僧に対し読書指南を行っており「儒学修行指南方」の派遣へとつながった事実を踏まえると、東向寺勤番制を機能させるにあたり、以酌庵僧が果たした役割はあくまで副次的な位置づけに過ぎないものと思われる。

本稿で論じた対馬藩による清書役僧の教導体制の再編に関する経緯を理解した上で、清書役僧たちが京都五山の碩学中と接触できる機会が恒常的に維持されたことの価値について論じることが、東向寺勤番制や以酌庵輪番制の存在意義に関する適切な理解につながるのではないだろうか。

結論として、対馬藩は天保年間以降、以酌庵僧との意見の食い違いが生じた場合においても、朝鮮との外交交渉を円滑に運営するための一つの方策として、一九世紀以降、外交文書の取扱い業務に従事する、清書役僧（ひいては東向寺僧）に対する教導体制の充実を図ることになった。その役割を託されたのが、長年外交文書の吟味や記録に携わり、関連する業務に精通していた真文役であった。このような点に、対馬藩が以酌庵輪番制のみに依存することなく、自前で東向寺勤番制を運用し、清書役僧を召し抱えていたことの意義を読み取ることができる。

その後、慶応二（一八六六）年一二月に幕府からの通達によって、以酌庵輪番制の廃止

が決まった。慶応三年三月に最後の以酌庵僧が対馬を退去すると、対馬藩はそれまでで以酌庵僧が担っていた外交文書の草案作成や翻刻、記録などの業務を代行するため、幕府から許諾を得て、同年四月に真文役から構成される「御書翰草稿方」を新設した⁶²。朝鮮との外交文書の取り扱いに関する事務分掌が大きく変動する中、清書役僧は変わることなく真文書翰の清書業務に従事し、東向寺僧も明治三年（一八七〇）に至るまで倭館への派遣を続けるなど⁶³安定した役割を果たしている。

対馬藩は「儒学修行指南方」の導入によって清書役僧の実務能力の向上という目的を達成、東向寺勤番制の機能を充実させるに至った。そして慶応三年の以酌庵輪番制廃止後は、自らの指揮下に属する清書役僧・東向寺僧・御書翰草稿方を機能させることで、近世日朝関係の外交文書にかかる業務を単独で遂行できる体制を構築していったといえるだろう。

なお、対馬藩が外交文書の取扱いに関する業務を掌握したことは、廃藩置県に至るまでの対馬藩を介した明治政府と朝鮮との外交交渉に少なからず影響を与えたと考えられる。こちらは今後の検討課題として別稿に期したい。

注

- 1 従来は対馬藩の国書偽造などの恣意性を排除するために、幕府の監視機関としての役割を果たしたとされていたが、池内敏氏により以酌庵僧を介さずに外交文書の作成が行われた事例も紹介されている（池内敏「以酌庵輪番制考」『歴史の教育と理論』第一二九・一三〇合併号、二〇〇八年。池内敏『絶海の碩学—近世日朝外交史研究—』（名古屋大学出版会、二〇一七年）第二章に同名の論考が収載）。
- 2 以酌庵輪番制が慶応三年まで存立し得た背景として、池内敏氏は幕府によって派遣された以酌庵僧を介して外交文書の遣り取りを行う「以酌庵輪番制度の存続は対馬藩にとってこそ必要」な仕組みであり、対馬藩側にとっての利点があったことを指摘している（池内敏「以酌庵輪番制廃止論議」『名古屋大学文学部研究論集』史学五八、二〇一二年、一九九頁）。また、以酌庵僧の存在意義は外交実務に留まらず、天明五（一七八五）年に対馬藩主の宗猪三郎が將軍への御目見を果たさないまま死去した際には、当時の以酌庵僧であった湛堂令椿が猪三郎の身代わりとして差し替えられた藩主富寿（後の義功）と対面することで、亡くなった猪三郎が「生存」していることを証明する役割を担うなど、第三者としての立場から以酌庵僧が対馬藩主の家督相続にあたり、対馬藩側に協力する姿勢を見せた事例も存在する（鶴田啓「対馬・江戸・釜山—天明五年、宗猪三郎急死一件をめぐって—」田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年、四八六～四八九頁）。
- 3 訓導・別差ともに朝鮮側の日本語訳官を指す。ただし訓導・別差は外交官としての側面も有しており、館守・裁判・一代官といった倭館役人や、国元から倭館に到来した外交使節との交渉も担っていた（金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について—李朝の対日政策の一理解のために—」『朝鮮学報』第一〇八輯、一九八三年、一一五～一二〇頁）。
- 4 田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」『史学』第六〇巻第四号、一九九一年、六四～六八頁。
- 5 はじめ慶長一二年釜山の豆毛浦に、延宝六（一六七八）年からは同じく釜山浦の草梁に設置された。倭館には館内全体を統括する館守を筆頭に、朝鮮側との貿易を担当する代官、臨時に発生した外交懸案の交渉を行うため遣わされる裁判など、およそ四～五〇〇名の人員が倭館に駐在しており、朝鮮側との外交交渉や貿易が行われていた。倭館は東西に分かれており、このうち清書役僧が東向寺僧として赴任することになる東向寺は、館守や裁判の居住空間とともに東館に位置していた。

- ⁶ 清書役僧は清書本役（定員五～六人）と稽古役（定員二～三人）からなり、清書本役の僧侶を対象として東向寺僧が派遣されていた。清書本役に欠員が発生した折には、稽古役僧の中から欠員分を清書本役に昇任させ、稽古役に欠員が生じた場合は、対馬島内の臨濟宗僧侶に対し手跡吟味と呼ばれる試験を経て稽古役を選任、人材の補充を行っていた。
- ⁷ 長正統「日鮮関係における記録の時代」（『東洋学報』第五〇巻第四号、一九六八年、八三頁）。長氏は東向寺僧について、日本と朝鮮との公的な往来書翰の審査を行う一方で、それらの内容を「両国往復書牘」に記録として留めていたとする。
- ⁸ 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、一八五～一八九頁。
- ⁹ 金義煥前掲注3、一九八三年、一四一頁。
- ¹⁰ 池内敏「以酌庵輪番制と東向寺輪番制」『九州史学』一六三号、二〇一二年、一九～二〇頁（池内敏『絶海の碩学—近世日朝外交史研究—』（名古屋大学出版会、二〇一七年）第三章に「二つの輪番制」として論考が収載）。
- ¹¹ 貞享三（一六八六）年、対馬藩の年寄（家老職）を対象として、倭館館守の任免や外交文書作成の指示など「朝鮮向之儀」を監督する目的で設けられた役職のこと。この朝鮮御用支配には当初、直属の部署は置かれておらず、人事については与頭方、飛船や送使の派遣については送使方といった分野ごとに、別々の部署を朝鮮御用支配が監督する形式をとっていた（泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学東西学術研究所、一九九七年、二八～二九頁）。
- ¹² 田代和生氏は朝鮮方について「朝鮮関係の諸事を考察する専門集団」であると評価した上で「情報の集積以外に、倭館において朝鮮官吏と交渉もすれば、藩の政策決定にかかわるような提言も行い、さらに幕府や藩当局から質疑が出されれば、調査して必要な報告書までも作成していた」と述べている（田代和生『日朝交易と対馬藩』創文社、二〇〇七年、二六二頁）。
- ¹³ 対馬藩において特定の学問や技芸等をもって仕えた家業人のうち、儒者として召し抱えられた者から選任された役職。真文役は主に朝鮮あて外交文書の作成に際しては、以酌庵僧が漢文（真文）に翻訳した真文草案の吟味に従事し、反対に朝鮮側からもたらされる外交文書の受取にあたっては、漢文で記された真文書翰の吟味に携わった。なお、一九世紀に活動した真文役としては、文化八（一八一）年の朝鮮通信使易地聘礼の際に来聘御用掛として活動した川邊清次郎や、藩校日新館で学頭を務めた大浦遠などが知られる。
- ¹⁴ 拙稿「対馬藩朝鮮方の成立過程について—以酌庵輪番僧・東向寺勤番僧との関係を中心に—」『朝鮮学報』第二四一輯、二〇一六年。
- ¹⁵ 拙稿「一八世紀後期における東向寺勤番制と倭館館守戸田頼母」『九州史学』第一七一号、二〇一五年。
- ¹⁶ 長崎県対馬歴史研究センター蔵。
- ¹⁷ 文化五年から明治三年までの間、真文役中において年次ごとに日々の業務内容を記した簿冊。現在、長崎県対馬歴史研究センターと大韓民国国史編纂委員会に分かれて管理されている。「出勤録」の構成としては、出勤の真文役の名前に加え、真文役が業務として携わる外交文書の吟味に関する事項や、真文役それぞれの人事異動などが記されており、真文役の活動の詳細を知ることができる。一九世紀以降、過去の吟味内容を先例として記録に留めておく目的から、真文役による業務記録の蓄積が進んでいったものと思われる。
- ¹⁸ 西山寺は臨濟宗南禅寺派の寺院で、山号は鶴翼山。天正八（一五八〇）年に宗義調から招請された景轍玄蘇が、以酌庵の創建までの期間、居住していた場所とされている（松田甲『続日鮮史話』第一編、朝鮮総督府、一九三一年、三頁）。加えて、文禄・慶長の役の際に吉川広家の軍勢に外交僧として従軍した宿蘆俊岳という僧侶が、西山寺に招かれたことも伊藤幸司氏によって指摘されており（伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』吉川弘文館、二〇〇二年、二九二、三一—頁）、一七世紀以前から朝鮮との外交実務に関与する外交僧が居住した寺院であった。
- ¹⁹ 長崎県対馬歴史研究センター蔵で、鶴翼山西山寺の所有にかかる寄託史料である。
- ²⁰ 池内前掲注10、二〇一二年、一九頁。
- ²¹ 「出勤録」文政一三年二月九日条（収蔵番号：四三〇五）。
- ²² とはいえ、真文草案の修正にかかる以酌庵への伝達業務のすべてが、清書役僧に委ねられていたわけ

ではない。文化一五（一八一八）年の裁判役の倭館渡海にもなって作成された吹嘘の書面に、修正すべき点が見つかった際には、真文役が朝鮮方頭役に対し、以酌庵僧へ修正事項を伝達するにあたり、朝鮮方頭役から直接申し伝えるか、清書役僧を介して内々に申し伝えるべきか選択するよう伺いを立てている（「出勤録」文化一五年一二月五日条（管理番号：四三〇三））。以酌庵僧に対する修正事項の伝達に二種類の方法が存在していたことが理解できる。

- ²³ 「寺社方記録」明和三年一二月二六日条（収蔵番号：記録類2／寺社方G／43）。
- ²⁴ この場合の学問とは、儒学や漢文、詩文などの分野を指している。学問分野の素養が必要とされた理由として、田中健夫氏は「漢文書書の理解と作成には、儒学とくに朱子学に関する教養、すなわち中国古典の理解と中国語に特有な修飾語等の習得がもとめられ」たとする（田中健夫『前近代の国際交流と外交文書』吉川弘文館、一九九六年、三三頁）。
- ²⁵ 「出勤録」天保四年二月一六日条（収蔵番号：四三〇五）。
- ²⁶ こうした事例が確認されるようになった背景としては、安永九（一七八〇）年に以酌庵僧の対馬赴任にもなう出費の増大などを理由に以酌庵輪番の免除を求める願書が京都五山から寺社奉行あてに提出されるなど、京都五山による以酌庵僧への待遇改善の要求が一八世紀末期を契機に顕著になったことが挙げられる。櫻井景雄氏は嘉永三（一八五〇）年には以酌庵僧たりうる人材の確保が困難であるという意向が京都五山から表明されるなど、以酌庵輪番制の運用に際し経済困窮と人材欠乏という課題を抱えたまま、同様の状況が幕末まで継続していたことを述べている（櫻井景雄『禅宗文化史の研究』思文閣出版、一九八六年、一八八頁）。
- ²⁷ 対馬藩士の中川延良（号楽郊）が安政六（一八五九）年に対馬の歴史や伝承をまとめた聞書集。
- ²⁸ 池内前掲注10、二〇一二年、二一頁
- ²⁹ 池内氏の引用部分の中略箇所には、清書本役になる前の稽古役を一二年間にわたって務めた禅廓について「十四五歳の比より、清書本役に成しと也」との記述が存在する。この記述に従うと、禅廓はわずかに二～三歳で清書稽古役に就任したことになり、整合性を欠く内容となる。
- ³⁰ 拙稿前掲注14、二〇一六年、一〇〇頁～一〇一頁）。
- ³¹ 拙稿前掲注15、二〇一五年、六五～六六頁。
- ³² 拙稿前掲注15、二〇一五年、六四頁。
- ³³ 長崎県対馬歴史研究センター蔵「天保六乙未年々同十己亥年ニ至信使前集書」（収蔵番号：記録類I／表書札方N②／3）。
- ³⁴ 東京大学史料編纂所蔵「江戸藩邸毎日記」天保一四年四月五日条（収蔵番号：宗家史料／1／428）。
- ³⁵ 慶應義塾大学三田メディアセンター蔵「講聘使幾度八郎左衛門公之御内密書状写」（収蔵番号：128／外国I）。
- ³⁶ この時に原田は倭館で客死した幾度が持参していた真文書翰を国元へ持ち帰る役目を任されている。
- ³⁷ 「江戸藩邸毎日記」弘化四年八月一五日条（収蔵番号：宗家史料／1／439）。
- ³⁸ 米谷均「近世日朝関係における対馬藩主の上表文について」『朝鮮学報』第一五四輯、一九九五年、四七頁。
- ³⁹ 池内敏『大君外交と武威』名古屋大学出版会、二〇〇六年、九一頁～九七頁。
- ⁴⁰ 朝鮮方真文役。文政一一（一八二八）年から天保二年まで朝鮮方頭役を務めた。
- ⁴¹ 長崎県対馬歴史研究センター蔵「大小姓御奉公帳」（収蔵番号：記録類2／組頭B／27）。
- ⁴² なお、同年一二月二四日に清書役僧たちは、定例外の外交使節の増加に伴う「不時之労働」や、真文書翰で用いられる唐紙（御書翰紙）を節減したこと、清書の出来が良いことなどの理由で朝鮮御用支配から報奨銀を受け取っている（「寺社方記録」天保二年一二月二四日条、収蔵番号：記録類2／寺社方G／103）。
- ⁴³ この時期は【史料二】で示したように、以酌庵僧である剛中周侃との必ずしも良好でない関係が原因の一つとなって、対馬藩が外交文書中の表現に細心の注意を払っていた頃とも符合している。
- ⁴⁴ 長崎県対馬歴史研究センター蔵「(西山寺) 諸日記」天保一一年一二月四日条（収蔵番号：西山寺文書（二）五九）。
- ⁴⁵ 原田が「儒学修行指南方」として西山寺への出張を命ぜられた、弘化四年時の西山寺住職は【史料四】において、原田から読書指南を受けていた諾首座であった。原田の「儒学修行指南方」任命は、原田

- と西山寺住職との師弟関係も考慮に入れた上での人選であった可能性も考えられる。
- ⁴⁶ 「寺社方記録」弘化四年正月一〇日条（収蔵番号：記録類2／寺社方G／118）
- ⁴⁷ 「寺社方記録」弘化四年正月一〇日条。「筆道之課式」とは、現在で言うところの考査にあたるものと考えられる。
- ⁴⁸ 「寺社方記録」弘化四年正月二四日条。
- ⁴⁹ 長崎県対馬歴史研究センター蔵「定書」元禄一五年十一月九日付（収蔵番号：西山寺文書（一）五）
- ⁵⁰ 一九世紀以降の西山寺住職は、温首座（寛政一二（一八〇〇）年～天保二年）、廓首座（天保二年～天保四年）、昇首座（天保五（一八三四）年～天保九年）、顛首座（天保九年～天保一四年）、諾首座（天保一四年～明治二年）、畊首座（明治二年～）となっている。
- ⁵¹ 長崎県対馬歴史研究センター蔵「（西山寺）日記」明治二年十一月一四日条。
- ⁵² 訳官使（問慰行）とは、一七～一九世紀の間、対馬藩主の帰国祝賀や、徳川将軍家の慶弔を名目として朝鮮王朝から対馬（寛永一二年の使行のみ江戸派遣）まで派遣された倭学訳官を正使とする外交使節のこと。六〇～一〇〇人程度で構成され、近世期を通じて六〇回近く派遣されたという（池内敏「訳官使考」『名古屋大学文学部研究論集』史学六二、二〇一六年、一～三）。諾首座の在任期間には五回の訳官使による使行が計画され、うち四回が実施されている。
- ⁵³ 「（西山寺）日記」明治二年十一月二日条。
- ⁵⁴ 加えて、西山寺住職への就任後は臨済宗寺庵の総取締役としての寺務に専念するため、住職本人が清書役僧として直接、外交文書の清書に従事することや、東向寺僧として倭館に赴任する機会はなくなった。ゆえに日常的に外交文書の吟味に携わっている真文役と比較した場合、外交文書の吟味をする上で、直近の文字遣いに関する規則などを把握しきれていない部分も存在したものと思われ、これが「儒学修行指南方」の導入につながった要因の一つとして考えられる。
- ⁵⁵ 清書役僧個人々の筆道・儒学に関する技能や知識の向上が重要視されたことについては、「日韓往復書式及往復目録」の編纂を命じた戸田頼母が跋文において「尤右之書式而已を便与被致文意ニ拙候而者、右書式ニ漏居候文字新ニ認在之時者、果而疑慮可相生、左候而者吟味之届候与申もの二而ハ無之事故、手跡者勿論学問を専可被相励事ニ候」と述べていることから窺い知ることができる。円滑な事務の遂行のためには、手引書のみを頼りとするのではなく、東向寺勤番たりうる人材の育成が必要とされたのである。同書は国立国会図書館蔵（管理番号：WA1／6／28）
- ⁵⁶ ただし、このことは、西山寺住職や清書役僧たちが以酌庵僧との間で、良好な関係を構築する必要がなかったことを意味するわけではない。西山寺文書の「門中弟子取立願書控被仰出御書附写」（収蔵番号：西山寺文書（二）三二）によると、西山寺住職の温首座は、文政三（一八二〇）年と文政一一年の二度にわたって、清書役僧となるべき臨済宗僧侶の取立てにともなう、稽古料の支給を求めた際に以酌庵僧に対して口添えを依頼し、以酌庵僧から対馬藩の寺社奉行あてに西山寺の意向を代弁してもらう方法で寺社奉行や朝鮮方との折衝を進めている。最終的に、温首座は朝鮮御用支配から弟子を取り立てた寺庵に対して稽古料の支給を認める旨の書付を受取っており、西山寺住職が以酌庵僧とのつながりを利用し、以酌庵僧の清書役僧の処遇に関して寺社奉行や朝鮮方との交渉を有利に進めようとしていた様子が窺える。
- ⁵⁷ 岡田武彦他「対馬藩の儒学—基礎的研究（一）—」『活水論文集』第二七集日本文学科編、一九八四年、一四三頁。
- ⁵⁸ 「寺社方記録」弘化四年二月二七日条。
- ⁵⁹ 「大小姓御奉公帳」（収蔵番号：記録類2／組頭B／96）。
- ⁶⁰ 池内前掲注10、二〇一二年、二〇頁。
- ⁶¹ 前掲注49参照。
- ⁶² 拙稿「以酌庵輪番制の廃止と対馬藩の対応」『日本歴史』第八三八号、二〇一八年、四七～五一頁。
- ⁶³ 長前掲注7、一九六八年、一〇五頁。

〔付記〕本稿の執筆にあたっては、関係史料の閲覧等に際し鶴翼山西山寺の田中節竜住職、長崎県対馬歴史研究センターの古川祐貴主任学芸員から格別のご高配を賜りました。この場をお借りして深くお礼申し上げます。